

柔道整復師（接骨院・整骨院） 鍼灸師（はり・きゅう）のかかり方

☆柔道整復師にかかる方へ

整骨院や接骨院などで柔道整復師の施術を受ける場合、保険を適用できる範囲が決められているため、看板に「健康保険取扱い」と表示されていても給付の対象とならず、全額自己負担になる場合があります。

保険証が使えます	全額自己負担です！！ 保険証は使えません！！
○打撲 ○捻挫 ○挫傷（肉離れ等） ○骨折・脱臼 （緊急時以外は医師の同意が必要） ※小児の肘関節脱臼は医師の同意書は不要	×日常生活のなかの疲れや肩こり ×スポーツなどによる肉体疲労 ×脳疾患後遺症などの慢性病 ×神経痛（リウマチ・慢性関節炎など） ×加齢による腰痛や五十肩の痛み ×漠然とした施術 ×交通事故の場合 ×業務上の負傷の場合

最近、柔道整復師（整骨院・接骨院）・鍼灸師をご利用になる方に国民健康保険適用範囲の誤解があることから、誤った受診が生じています。

柔道整復師（整骨院・接骨院）・鍼灸師は“医師”ではないため、施術の行為が限定されています。柔道整復師（整骨院・接骨院）・鍼灸師の診療には保険が「使える場合」と「使えない場合」がありますので、受診の際には気をつけてください。



☆施術を受ける時は気をつけましょう！

◎何が原因で負傷したのかを正しく伝える

負傷原因（いつ・どこで・何をして、どんな症状があるのか）を正確に伝えましょう。外傷性の負傷でない場合や、負傷原因が労働災害に該当する場合は、保険は使えません。また交通事故に該当する場合は、必ず保険者に連絡してください。

◎病院との重複受診をしない

同一の負傷について、同時期に柔道整復師と病院に重複してかかることはできません。ただし、継続して柔道整復師の施術が必要かについて確認するために病院を受診する場合は、重複して施術をうけることができますので、このような場合は医師の指示を得てその旨を柔道整復師へ申し出てください。

◎「療養費支給申請書」の内容をよく確認する

整骨院などで施術をうける場合、一部負担金を支払うほかに「療養費支給申請書」に署名しなければなりません。この申請書は、傷病名や施術内容、回数などが記載されているもので中身をしっかりと確認してから署名してください。

☆はり・きゅう・マッサージを受ける方へ

はり、きゅう、マッサージ等の施術を健康保険で受けるときには、一定の条件があります。まず、医師が必要であると認め、医師の同意書又は診断書を提出することが条件となります。また、具体的には次のような病気や症状が保険の対象となります。



はり・きゅうの場合	マッサージの場合
○神経痛 ○五十肩 ○リウマチ ○頸胸症候群 ○腰痛症 ○頸椎捻挫後遺症	○関節拘縮 ○筋麻痺 ※マッサージは原則として、病名ではなく症状に対する施術となります。関節が硬くて動きが悪かったり、筋肉が麻痺して自由に動けないなどの症状が保険の対象となります。

◎病院との重複受診をしない

同一疾患について、医療機関でも治療を受けている場合は、鍼灸院で保険は使えません。マッサージについてはこの限りではありませんが、施術が長期間にわたる場合には、定期的に医師の診断および同意が必要となります。

☆治療内容についてお尋ねすることがあります

健康保険の対象とならない治療の請求や不適切な請求が一部に見受けられますので、適正な支払いに調査が必要と判断される場合には、大治町（保険者）より電話または文書で、負傷原因、治療年月日、治療内容などを照会させていただくことがあります。そのため、受診の記録（負傷部位・治療日・治療内容など）、領収書の保管をしていただき、照会がありましたらご自身で回答書に記入されるようお願いいたします。



☆次の事例のいずれかに該当する場合、受領委任の取扱いから償還払いへ変更となる場合があります

「償還払いへの変更の対象となる事例」のいずれかに該当し、柔道整復の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、受領委任の取扱い（※１）を中止し、償還払い（※２）に変更となる場合があります。

【償還払いへの変更の対象となる事例】

- ① 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である方
- ② 自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている方
- ③ 施術の内容及び回数等の照会を適切な時期に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても、回答しない方
- ④ 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている方

※１ 受領委任の取扱い：施術所に施術料金の一部を支払い、残りの費用について
施術管理者に受領の委任を行い、施術管理者から保険者に請求を行う取扱い

※２ 償還払い：いったん施術所に施術料金の全額を支払い、保険者に療養費を請求する取扱い

